

重要

その行為 「屋外広告業」 に該当しませんか？



滋賀県内（大津市域を除く※¹）で屋外広告物の設置や施工を含む工事を受注しようとする場合は、元請、下請を問わず、あらかじめ滋賀県知事の登録を受けることが必要です。屋外広告業※²を営む事業者様におかれましては、登録申請の手続きをお願いいたします。

また、屋外広告物の設置等を下請事業者に外注される場合は、屋外広告業登録のある業者とする必要があります。なお、登録業者は県HP※³に掲載しております。

※¹ 大津市域で屋外広告業を営む場合は大津市長の登録が必要です。

※² 屋外広告業に該当する行為の詳細については、裏面以降をご確認ください。

※³ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/303422.html>



■屋外広告物とは

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、広告旗、はり紙ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたものならびにこれらに類するものをいいます。

■屋外広告物の例

野立広告物	屋上広告物(矢印箇所)	壁面広告物(矢印箇所)	突出広告物(矢印箇所)
道路 	建物 	建物 	建物
道しるべ	デジタルサイネージ	銘板・表札	定礎
道路 			

■屋外広告業とは

屋外広告業とは、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。すなわち、施主や広告主等から屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事等を受注し、施工することを業として営むことをいいます。（※詳細は Q&A もご参照ください）

受注した建設工事等の中に屋外広告物（道標、銘板、定礎看板、表札等）の設置工事が含まれる場合も、屋外広告業に該当します。

※自社の看板の設置工事を自社が直営で行う場合は、屋外広告業に該当しません。

定礎看板



■屋外広告業の登録とは

滋賀県内（大津市域を除く）を対象に屋外広告業を営む事業者様は、屋外広告物の設置の許可の要否にかかわらず、屋外広告物法および滋賀県屋外広告物条例（第 23 条）に基づき屋外広告業の登録が必要です。

無登録で営業した場合は、条例違反となり、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される場合があります。登録申請手続、様式等の詳細は、県の窓口（都市計画課）またはWEBサイト（下記URL）でご確認ください。

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/19762.html>

■登録の要件は

営業所ごとに「業務主任者」を選任する必要があり、業務主任者は、下記のいずれかの資格要件を満たすものでなければなりません。また、滋賀県屋外広告物条例の規定により、登録を取り消されその処分の日から一定期間を経過しない者等の登録拒否事由に該当しないことも必要です。

1. 都道府県、指定都市または中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
2. 屋外広告士
3. 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であって広告美術仕上げにかかるもの 等

業務主任者の要件1に示す「屋外広告物講習会」は、1日間の日程で全国の自治体で開催されています。講習会の開講状況は、開催する各自治体のWEBサイトまたは一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のサイトで確認いただけます。（※近畿地区では、各自治体が持ち回りで年2回開催しております）新型コロナウイルスの影響もありますので、詳細は開催自治体へ直接お問い合わせください。

【問合せ先】 滋賀県土木交通部都市計画課景観係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号（県庁新館5階）

TEL：077-528-4184 FAX：077-528-4906

E mail：ha0604@pref.shiga.lg.jp



滋賀県イメージキャラクター
キャッフィー